



みんなでなくそつ「ごみの不法投棄」

◎不法投棄は犯罪です！

テレビや冷蔵庫などの家電を中心に、悪質な不法投棄が増えています。ごみの不法投棄は法律で禁止されています。違反して不法投棄した人は、5年以下の懲役または1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金が科せられます。

◎不法投棄の影響

不法投棄は自然や地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質により土壌や地下水が汚染され、生活や健康にも悪影響を与えます。

◎不法投棄を見つけたら

不法投棄の現場を見かけたときは、環境課または警察署に連絡してください。不法投棄の予防には、みなさんの協力が不可欠です。市民全員の監視の目で、未然防止につなげましょう。

◎不法投棄をさせない環境を！

市では、職員による監視・巡回パトロールや、不法投棄の恐れのある場所に看板を設置するなどして、不法投棄を予防しています。不法投棄の予防には、不法投棄をさせない環境を作ることが大切です。管理が不十分な場所は不法投棄されやすくなります。除草や樹木の剪定、ごみ拾い、柵の設置等を行い、不法投棄がされにくい環境を作りましょう。

ごみの持ち去りは禁止です！

ごみ集積所からごみを持ち去ることは、条例で禁止されています。持ち去りの現場を見かけたときは、環境課に連絡してください。

〈問い合わせ先〉環境課 (☎ 82・1143)



国保年金課からのお知らせ

医療保険からの給付には、医療にかかる給付のほかに、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費、出産育児一時金などがあります。今回は葬祭費と出産育児一時金についてお知らせします。

■葬祭費

国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたときに、葬祭を行った人（喪主）に支給します。

◎持参するもの

印判、死亡者・喪主の確認ができるもの（葬儀会社の領収書、会葬礼状など）、申請者の口座番号がわかるもの

◎支給額 5万円

※葬祭を行った日の翌日から2年を経過すると、申請できません。

■出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときに、出生児1人につき世帯主に支給します。

◎対象 妊娠4か月（妊娠85日以上）を超える出産

※死産、流産などの場合も支給します。

◎持参するもの

印判、保険証、出産費用明細書、世帯主名義の口座番号がわかるもの、直接支払制度を利用した場合は合意書

◎支給額 42万円

※産科医療補償制度加算対象分娩でない場合は、掛金を除いた額となります。医療機関等への直接支払制度を利用した場合は、出産育児一時金と出産費用との差額を支給します。

※出産日の翌日から2年を経過すると、申請できません。

〈問い合わせ・申請先〉国保年金課国保係 (☎ 82・1179) 年金高齢医療係 (☎ 82・1209)